

環境対策事業の取扱いについて

環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

環境対策事業の取扱いについて

ごみの分別・収集については、基本的に現行のとおりとする。
環境対策の各種制度等については、新たなものとして合併時までに調整する。
ただし、調整のできないものについては、新市において調整する。

平成 1 6 年 1 月 1 5 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会